職業安定分科会（第 180 回）	資料２－２
令和４年　５月　27 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

１．趣旨

ロシアのウクライナに対する軍事行動により、日本に避難することを余儀なくされたウクライナの住民（以下「ウクライナ避難民」という。）が我が国に継続して入国しており、出入国管理庁が用意した一時滞在施設に滞在する方のほか、家族や友人等を頼って、国内各地に滞在しているウクライナ避難民が相当数存在しているところ。

ウクライナ避難民の更なる雇用機会の増大や創出を図るため、特定求職者雇用開発助成金の対象事業主にウクライナ避難民を雇用する事業主を追加することを内容とする雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第３号）の改正を行う。

２．改正の概要

① ウクライナ避難民であって、安定した職業に就くことが著しく困難である者として職業安定局長が定める 65 歳未満の求職者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主を、当分の間、特定求職者雇用開発助成金特定就職困難者コースの対象とする。

② その他所要の規定の整備を行う。

３．根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第２項

４．施行期日等

公布日：令和４年５月下旬（予定）

施行期日：公布日

ウクライナ避難民を雇用する事業主への支援について

目的：就労を希望するウクライナ避難民の就労支援については、ハローワークを中心として行われるところ。ハローワーク等の紹介により、ウクライナ避難民を継続雇用または試行雇用する事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金またはトライアル雇用助成金を支給する。これにより、ハローワークの就労支援に加え、当該助成措置によるウクライナ避難民の更なる雇用機会の増大や創出を図る。

■　現行の助成内容等

助成金名	現行の対象労働者	助成対象期間	支給額
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	高年齢者、障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者、北朝鮮帰国被害者等、45歳以上65歳未満の公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者 等	１年	６０万円 （中小企業以外50万円）
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	・２年以内に２回以上離職又は転職を繰り返している者 ・離職している期間が１年超の者 ・育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が１年超の者 ・フリーターやニート等で55歳未満の者 ・特別の配慮を要する者（生活保護受給者等） ・安定した職業に就くことが困難である者として職業安定局長が定める者	最長３か月	12万円

65歳未満※の「日本に避難を余儀なくされたウクライナの住民」を追加（省令改正）

「日本に避難を余儀なくされたウクライナの住民」を追加（局長通知）

■　支給対象者追加について

・特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
　新たに支給対象者を省令改正により追加し、支給要領（局長通知）を改正。
　※65歳以上の方については、同助成金の生涯現役コースにより対応。
・トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）・・・・・トライアル雇用の対象者を追加する旨の局長通知の発出。

■　助成金の対象となる「日本に避難を余儀なくされたウクライナの住民」について

出入国在留管理庁発行の「ウクライナ避難民証明書」及び就労可能な在留資格を所有する者

■　施行

令和４年５月30日（予定）

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

（参考1）

厚生労働省

■ 概要

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

■ 支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下記の金額を支給対象期（６ヶ月）毎に支給する。

対象労働者	短時間労働者以外			短時間労働者		
	支給総額	助成対象期間	支給対象期毎の支給額	支給総額	助成対象期間	支給対象期毎の支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等	60万円 （50万円）	１年 （１年）	30万円　×　２期 （25万円　×　２期）	40万円 （30万円）	１年 （１年）	20万円　×　２期 （15万円　×　２期）
身体・知的障害者	120万円 （50万円）	２年 （１年）	30万円　×　４期 （25万円　×　２期）	80万円 （30万円）	２年 （１年）	20万円　×　４期 （15万円　×　２期）
重度障害者等 （重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者）	240万円 （100万円）	３年 （１年6ヶ月）	40万円　×　６期 （33万円　×　３期） ※第3期の支給額は34万円			

※ 「短時間労働者」とは一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、「短時間労働者以外」とは30時間以上の労働者をいう
※ 支給対象期は、雇入れ日直後の賃金締切日の翌日を起点に６ヶ月ごとに設定
※ （　）内は中小企業以外の事業主に対する支給額・助成対象期間

■ 対象労働者

高年齢者（60歳以上の者）、母子家庭の母等、父子家庭の父（児童扶養手当を受けている者）
身体障害者、知的障害者、精神障害者　等

※　雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る。

■ 対象事業主

対象労働者をハローワーク等の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められる雇用保険適用事業所の事業主。

※　対象労働者の雇入れの日の前日から起算して６ヶ月前の日から１年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）している場合など、一定の要件に該当しないことが必要。

トライアル雇用助成金

（参考２）

（一般トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）

厚生労働省

■ 概要

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者等について、期間の定めのない雇用への移行を目的に一定期間（原則３か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

令和３年２月から、コロナ禍の特例として、**就労経験のない職業に就くことを希望する離職者**も対象労働者としている。

■ 助成内容等

コース名	対象労働者	本人の希望	所定労働時間	支給額
一般トライアルコース	○2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者 ○離職している期間が1年超の者 ○育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者 ○フリーターやニート等で55歳未満の者 ○特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）	常用雇用	週30H以上	月額4万円 ※1
新型コロナウイルス感染症対応（短時間）コース	○職業紹介の日において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者	常用雇用	週30H以上	月額4万円
		短時間労働	週20H以上 ～30H未満	月額2.5万円

※１ 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は月額５万円となる。
※２ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。
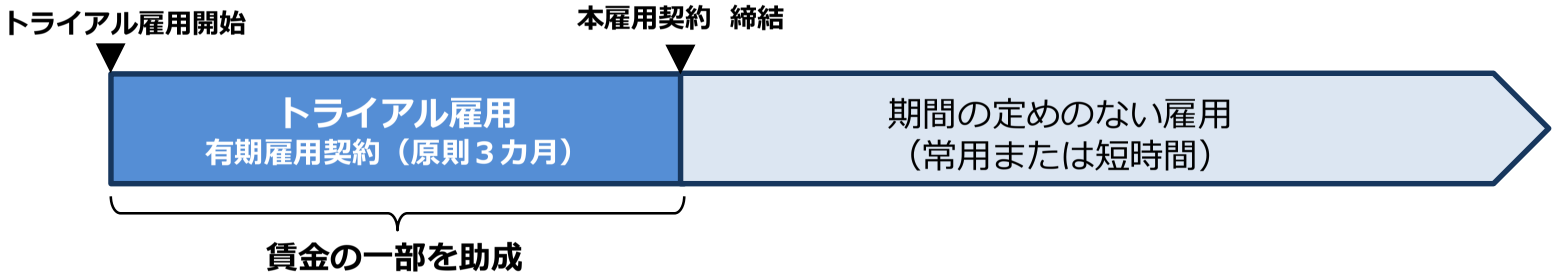
■ 助成のイメージ